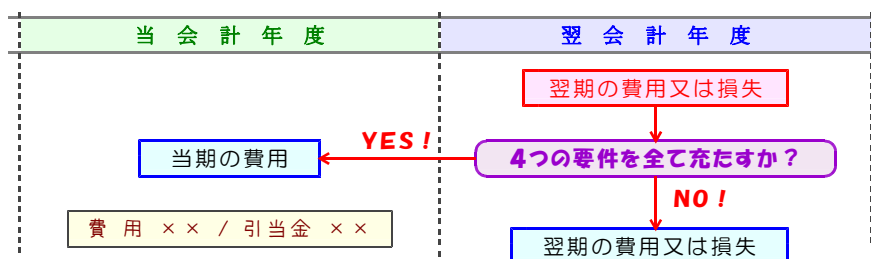


第7章 引 当 金

将来の費用又は損失を先取りするような形で、当期の費用とする場合に、その費用の相手勘定として計上されるのが引当金です。ただし、この費用は、自由に計上できるわけではなく、次の4つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因していること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ その金額を合理的に見積もることができること

(引当金の計上イメージ)



3級では「貸倒引当金」を学習しました。2級では、「修繕引当金」、「商品保証引当金」、「売上割戻引当金」について学習します。

1. 貸倒引当金（営業債権に係るもの）

翌期に売上債権が回収不能になって貸倒損失が生じるとしても、貸倒れた売上債権に係る収益は当期に計上されています。そこで、当期の収益に当該費用を対応させるべく、翌期に発生するであろう貸倒損失を見積もって、当期の費用とした場合に、その相手勘定として計上されるのが「貸倒引当金」です。

第14期末の売上債権が第15期の期中に貸倒れた場合



引当金は、第14期末の売上債権に対して設定されてるんだ。だから、第15期販売分の売上債権が回収不能になったら、第15期の貸倒損失になるんだよ。

引当金の範囲内であれば、第15期に損失は計上されないの

貸倒引当金の設定方法には、差額補充法と洗替法とがあり、問題文に必ず指示されます。差額補充法は3級でも学習しましたが、決算整理前の貸倒引当金残高と期末時点の要設定額の差額を繰入計上する方法です。

設例1 貸倒引当金の設定（差額補充法）

次の資料に基づいて、決算整理仕訳を行い、精算表（一部）を作成しなさい。

1. 決算整理前残高試算表の各勘定口座の残高

受取手形	60,000円	裏書手形	10,000円	貸倒引当金	300円
売掛金	25,000円	割引手形	20,000円		

2. 売上債権の期末残高（裏書手形及び割引手形を含めない。）に対し、2%の貸倒引当金を設定（差額補充法）する。

精 算 表

（単位：円）

勘定科目	決算整理前残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
受取手形	60,000						60,000	
売掛金	25,000						25,000	
裏書手形		10,000						10,000
割引手形		20,000						20,000
貸倒引当金		300						
貸倒引当金繰入額								

期末売上債権に「裏書手形及び割引手形は含めない」とあるので、これらを控除する。

$$\therefore \text{期末時点の貸倒引当金要設定額} = (60,000 + 25,000 - 10,000 - 20,000) \times 2\% = 1,100円$$

決算整理前の
貸倒引当金
300円

<

期末時点の
要設定額
1,100円



決算整理での
引当金繰入額

（決算整理仕訳）

（借方）	貸倒引当金繰入額		（貸方）	貸倒引当金	
------	----------	--	------	-------	--



販売費及び一般管理費



営業債権の控除項目

貸借対照表

受取手形	30,000	
貸倒引当金	600	29,400
売掛金	25,000	
貸倒引当金	500	24,500

（注記） 受取手形裏書譲渡高 10,000円
受取手形割引譲渡高 20,000円

貸倒引当金は資産の部に控除形式で記載します。
裏書手形、割引手形は注記が必要です。

仮に、決算整理前残高試算表の貸倒引当金の金額が2,000円であった場合には、期末時点の要設定額1,100円にまで減額する必要があります。

決算整理前
2,000円

>

要設定額
1,100円



引当金戻入益

（借方）	貸倒引当金		（貸方）	貸倒引当金戻入益	
------	-------	--	------	----------	--

次に、洗替法による貸倒引当金の設定について学習します。洗替法では、決算整理前の貸倒引当金残高を全額取り消して、新たに期末時点の要設定額を全額繰り入れます。



設例2 貸倒引当金の設定（洗替法）

次の資料に基づいて、決算整理仕訳を行い、精算表（一部）を作成しなさい。

1. 決算整理前残高試算表の各勘定口座の残高

受取手形	30,000円	手形裏書義務見返	10,000円	手形裏書義務	10,000円
売掛金	30,000円	手形割引義務見返	20,000円	手形割引義務	20,000円
仮受金	5,000円	貸倒引当金	300円		

2. 売上債権の期末残高（裏書手形及び割引手形を含める。）に対し、2%の貸倒引当金を設定（洗替法）する。
3. 仮受金の内容を調査したところ、売掛金の回収が未処理であったことが判明した。

精 算 表

（単位：円）

勘定科目	決算整理前残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
受取手形	30,000							
売掛金	30,000							
手形裏書義務見返	10,000							
手形割引義務見返	20,000							
仮受金		5,000						
貸倒引当金		300						
手形裏書義務		10,000						
手形割引義務		20,000						
貸倒引当金繰入額								
貸倒引当金戻入益								

期末売上債権に「裏書手形及び割引手形は含める」とあるので、これらを加算する。また、仮受金が売掛金の回収額であったため、売掛金から控除する。

$$\therefore \text{期末に計上すべき貸倒引当金} = (30,000 + 30,000 + 10,000 + 20,000 - 5,000) \times 2\% = 1,700\text{円}$$



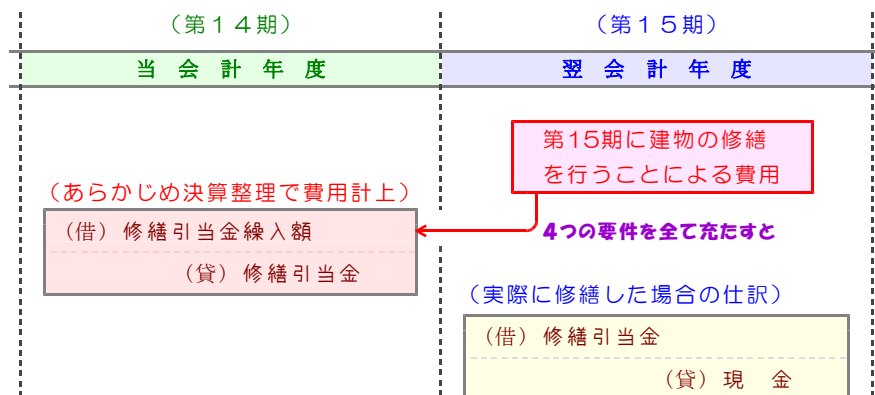
（決算整理仕訳）

（借方） 仮受金	5,000	（貸方） 売掛金	5,000

2. 修繕引当金

古い建物などは、現状を維持するために每期継続して修繕を行っています。当期の修繕が何らかの理由で行われなかったとしても、将来にその分も含めて修繕を行うのであれば、当期の負担に属する金額は当期の費用とするのが合理的です。このような場合に、当期の費用の相手勘定として設定されるのが「修繕引当金」です。

第14期の負担に属する修繕を第15期に行った場合



設例3 修繕引当金

次の資料に基づいて、第14期の決算整理仕訳、及び第15期の期中仕訳を行いなさい。

- 第14期末に、第15期の建物修繕費予算のうち、第14期負担分 800,000円を見積計上した。
- 第15期に、建物の工事代金 2,000,000円を小切手を振り出して支払った。支払代金のうち、700,000円は耐用年数延長のための工事で、残額は、定期的に行われている修繕のための支出である。

(第14期末の決算整理仕訳)

1.	(借方) 修繕引当金繰入額	800,000	(貸方) 修繕引当金	800,000
	↓ 販売費及び一般管理費		↓ 流動負債	

(第15期の期中仕訳)

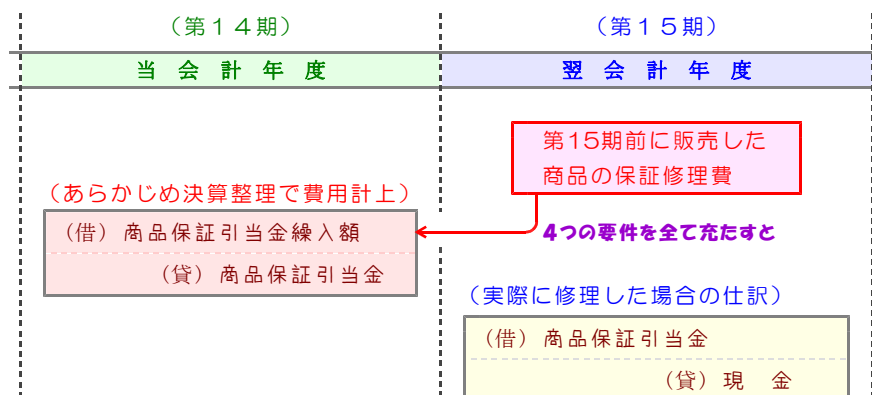
2.	(借方)		(貸方)	

※ 耐用年数延長や性能の向上のための支出は、資本的支出として建物勘定で処理します。

3. 商品保証引当金

販売する商品に対して、一定の保証期間を設けて無償修理を行う場合があります。このような場合には、修理のための支出が翌期であっても、販売したのが当期であれば、その修理代も当期の費用とするのが合理的です。そこで、翌期に発生するであろう修理費を見積って、これを当期の費用とします。そしてこの費用の相手勘定となるのが「商品保証引当金」です。

第14期に販売した商品の修理を保証期間中の第15期に行った場合



無償修理に応じるのは保証期間中だけなので、保証期間経過後の商品保証引当金は取り消す必要があることに注意して下さい。

設例4 製品保証引当金

次の資料に基づいて、第14期の決算整理仕訳、及び第15期の期中仕訳を行いなさい。

- 第14期末に、1年間の製品保証付きで販売した商品の修理費 80,000円を見積計上した。
- 第15期において、第14期に販売した商品の無償修理のために 60,000円の現金を支出した。
- 第15期において、第15期に販売した商品の無償修理のために 20,000円の現金を支出した。
- 第15期末に、保証期間の終了した商品保証引当金 20,000円を適正に会計処理した。

(第14期末の決算整理仕訳)

1.	(借方) 商品保証引当金繰入額	80,000	(貸方) 商品保証引当金	80,000
	↓ 販売費及び一般管理費		↓ 流動負債又は固定負債	

(第15期の期中仕訳)

2.	(借方)		(貸方)	
3.				
4.				

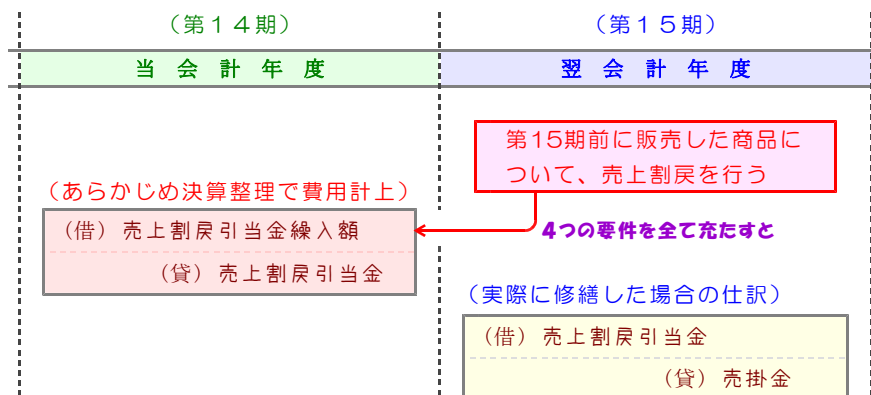
4. 売上割戻引当金

売上割戻とは、一定期間中に一定額（又は一定量）以上の商品を購入してくれた得意先に対して、その販売金額（又は販売量）に応じて、販売代金を減免するという一種の値引きです。売上割戻の仕訳は、販売時の逆仕訳とするのが一般的です。

(借方) 売 上	× × ×	(貸方) 売掛金	× × ×
----------	-------	----------	-------

売上割戻は、売掛金の一部免除という形で会社が負担するのが一般的ですが、翌期に行われる売上割戻の対象商品が当期中に販売されていたのであれば、その会社負担も当期に計上するのが合理的です。そこで、翌期に負担するであろう売上割戻を見積もって、当期の負担とするわけですが、その当期負担の相手勘定として計上されるのが「売上割戻引当金」です。

第14期に販売した商品の売上割戻を第15期に行った場合



売上割戻引当金繰入額は、売上の控除項目とします。

設例5 売上割戻引当金

次の資料に基づいて、第14期の決算整理仕訳、及び第15期の期中仕訳を行いなさい。なお、売上割戻は、売掛金から控除することになっている。

- 第14期末に、売上割戻引当金 80,000円を見積計上した。
- 第15期において、第14期に販売した商品に対し、60,000円の売上割戻を行った。
- 第15期において、第15期に販売した商品に対し、20,000円の売上割戻を行った。

(第14期末の決算整理仕訳)

1.	(借方) 売上割戻引当金繰入額	80,000	(貸方) 売上割戻引当金	80,000
	↓		↓	
	売上の控除項目		流動負債	

(第15期の期中仕訳)

2.	(借方)		(貸方)	
3.				